欧州	ローマ （在ローマ国際機関）	870,000	840,000	784,900	753,500	706,400	627,900	549,400	470,900	408,100	376,700	345,300	314,000
	ウィーン （在ウィーン国際機関）	980,000	940,000	879,300	844,100	791,300	703,400	615,500	527,600	457,200	422,000	386,900	351,700
	ジュネーブ （在ジュネーブ国際機関）	1,480,000	1,250,000	1,160,900	1,114,400	1,044,800	928,700	812,600	696,500	603,700	557,200	510,800	464,400
	（軍縮会議）	1,300,000	1,250,000	1,160,900	1,114,400	1,044,800	928,700	812,600	696,500	603,700	557,200	510,800	464,400
	パリ （経済協力開発機構）	970,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
	（国際連合教育科学文化機関）	910,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
	ブリュッセル （欧州連合）	980,000	880,000	819,300	786,500	737,300	655,400	573,500	491,600	426,000	393,200	360,500	327,700
	（北大西洋条約機構）	910,000	880,000	819,300	786,500	737,300	655,400	573,500	491,600	426,000	393,200	360,500	327,700
アフリカ	アディスアベバ （アフリカ連合）	840,000	820,000	779,900	756,700	721,900	663,900	605,900	547,900	501,500	478,300	455,100	432,000
	ナイロビ （在ナイロビ国際機関）	970,000	940,000	880,800	850,300	804,700	728,600	652,500	576,500	515,600	485,200	454,700	424,300

別表第三中「第十九条」を「第三十三条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。

（在外住居手当に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き改正前の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「旧法」という。）第十二条第二項第一号イに掲げる配偶者（改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「新法」という。）第六条第四項に規定する配偶者に該当する者を除く。）を伴う在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）であって、同日において居住していた住居に引き続き居住するものに支給する在外住居手当については、当該配偶者を新法第六条第四項に規定する配偶者とみなして新法第十四条第二項の規定を適用する。

（同行配偶者手当に関する経過措置）

第三条　施行日の前日において旧法第六条第四項の規定の適用を受けていた在外職員であって、引き続き新法第六条第四項の規定の適用を受けるもの（同条第五項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する新法第十七条の規定の適用については、施行日から令和九年三月三十一日までの間は、同条中「百分の十三」とあるのは「百分の十七」とする。

第四条　施行日の前日において旧法第六条第四項の規定の適用を受けていた在外職員のうち、同日から引き続き同項に規定する配偶者を伴うものであって、新法第六条第四項の規定の適用を受けないもの（同条第五項の規定の適用を受けるものを除く。）には、施行日から令和九年三月三十一日までの間は、当該在外職員が現に受ける在勤基本手当（館長代理手当を受けている者にあっては、当該手当を含む。）の支給額の百分の十に相当する額を旧法の配偶者手当の例により支給する。

（同行子女手当に関する経過措置）

第五条　施行日から令和九年三月三十一日までの間における新法第二十条の規定の適用については、同条中「百分の八」とあるのは「百分の六」とする。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　高市　早苗
外務大臣　茂木　敏充